

○恵庭市高等学校等入学準備金支給条例

平成27年2月25日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、経済的な理由によって高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者に対し、入学に要する費用(以下「入学準備金」という。)を支給することにより、等しく教育を受ける機会の確保に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 入学準備金は、高等学校等に入学する年度の前年度の3月1日において恵庭市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれにも該当するものに支給する。

- (1) 高等学校等に入学する年度の前年度に市内の中学校を卒業する生徒を扶養している者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条に規定する公共職業能力開発施設に入学が決定している生徒を扶養している者
- (3) 入学準備金の支給を必要とする経済的理由がある者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認める者に対し、入学準備金を支給することができる。

(入学準備金の額)

第3条 入学準備金の額は、入学する生徒1人につき3万円とする。

(入学準備金の支給の申請)

第4条 入学準備金の支給を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、教育委員会の定めるところにより申請書を提出しなければならない。

(入学準備金の支給決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請を受け付けたときは、その内容を審査するとともに、入学準備金の支給の可否を決定し、申請者に通知する。

(入学準備金の支給決定の取消し)

第6条 教育委員会は、入学準備金の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、入学準備金の支給を取り消すことができる。

- (1) 支給決定者が入学準備金の支給の辞退を申し出たとき。
- (2) 支給決定者が第2条に定める資格を欠いたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により入学準備金の支給を受けたとき。

(入学準備金の返還)

第7条 教育委員会は、前条の規定により入学準備金の支給を取り消したときは、支給決定者に対し、既に支給した入学準備金を返還させなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月17日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。